

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会登録ヘルパー就業規則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この就業規則は、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の登録ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）の就業に関して必要な事項を定める。
- 2 この就業規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この就業規則でヘルパーとは、所定の手続きを経て本会に採用され、主に直行直帰を常態とするヘルパーをいう。

(規則の遵守義務)

- 第3条 本会及びヘルパーは、この規則を遵守し相互に協力して本会の発展に努めなければならない。

第2章 人 事

(採 用)

- 第4条 本会にヘルパーとして就労を希望する者は、次に掲げる書類を本会に提出し、登録しなければならない。ただし、本会が認めた場合は、一部を省略することがある。
- (1) 自筆履歴（3ヶ月以内に撮影した写真貼付）
 - (2) 資格証明書
 - (3) 健康診断書（採用時直近のもので、公的医療機関又は本会が指定する医療機関から交付を受けたもの）
 - (4) 活動可能時間届
 - (5) その他必要とする書類
- 2 本会は、サービス利用の為に登録者の中から雇い入れを行おうとする時は、次条に規定する労働条件の明示を示し連絡して条件が整えば雇用する。

(労働条件の明示)

- 第5条 本会は、ヘルパーの労働契約の締結に際しては、本規則、辞令、月間勤務予定表を交付して労働条件を明示し、雇用契約を交わすものとする。
- 2 雇用に際しては、具体的な労働条件を明示した別紙「ヘルパー雇入通知書」を交

付する。

(採用決定者の提出書類)

第6条 ヘルパーに採用された者は、採用後速やかに次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 身元保証書

(3) 個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書

(4) 前号の通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載証明書に記載された事項がその者に係るものであることを証明するものとして番号利用法に定める書類(但し、対面で本人確認を行なう場合は原本提示をするものとする)

(5) その他本会が必要と認めるもの

(雇用期間)

第7条 ヘルパーの雇用期間は、1年以内の期間とする。

2 契約期間満了時の業務の量、勤務成績、態度、能力、事業所の経営状況、従事している業務の進捗状況等を判断して、契約期間を延長する必要がある場合は、契約を更新する。

(解雇)

第8条 次の各号の一に該当するときは、解雇する。

1. 重大なる心身の障害のため、職務の遂行に必要な能力を著しく欠き且つ他の職務、職場に転換することができないとき
2. 技術、技能が著しく劣り、進歩、向上の見込がないと認められたとき
3. 技術、技能が著しく不良で、職場秩序を乱すとき
4. 採用の際の誓約、又は雇用契約に反する行為のあったとき
5. 事業の縮小など経営上やむを得ない事由のあるとき
6. 資格免許者がその資格を喪失し、職務に従事できないとき
7. 懲戒事由に該当し、解雇を相当とするとき
8. その他前号に準ずる程度のやむを得ない事由のあるとき

(解雇予告)

第9条 前条により解雇する場合は、次に掲げる者を除き30日前に本人に予告し、又は平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給する。ただし、やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署長の認定を受けた者、又は2ヶ月以内の期間を定めて使用される者についてはこの限りでない。

2 前項の予告の日数は、労働基準法第12条による平均賃金を支払った日数だけ短

縮することがある。

(退職)

第 10 条 ヘルパーが次の各号の一に該当したときは退職とし、ヘルパーの身分を失う。

- 1 死亡したとき
- 2 本人の都合により退職を申し出て本会の承認があったとき
- 3 期間を定めた契約が満了したとき

(退職の日付)

第 11 条 前条に定める退職の日は次の各号のとおりとする

- | | |
|-------------------|----------|
| 1 死亡によるとき | 死亡した日 |
| 2 自己都合によるとき | 承認された日 |
| 3 期間を定めた契約が満了したとき | 期間が満了した日 |

(自己都合による退職手続き)

第 12 条 ヘルパーが自己都合により退職しようとするときは、退職希望日の 1 ヶ月前までに退職届を提出するものとする。

- 2 前項の規定により退職届を提出した者は、本会の承認があるまでは従来どおり業務に従事しなければならない。

第 3 章 服 務 規 律

(サービスの基本原則)

第 13 条 ヘルパーは職務の公平性を認識し利用者の福祉を増進するため、民主的、能率的かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 ヘルパーはホームヘルパーとしての知識、技能、経験を最大限活用し、利用者本位の精神を持って、サービスの向上を図らなければならない。

(サービスの心得)

第 14 条 ヘルパーは次に掲げる事項を守って、秩序の維持に努力するとともに職務に専念しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、職務に支障を生じないよう心がけること。
- (2) 勤務時間中は、本会の指示に従い業務に精励するとともに、同僚とも協調し業務を遂行すること。
- (3) 勤務時間中は職務に専念し、業務を中断し職場を離れない。
- (4) 勤務時間中、他の職員の職務を妨害しないこと。
- (5) ヘルパーが感染源や媒体とならないよう自ら衛生管理を徹底すること。

- (6) ヘルパーとして誇りうる礼儀、言動、節度、服装で勤務すること。
- (7) 公私の区別を明確にし、勤務時間中に私用を行わないこと。
- (8) 勤務時間中は身分証明書を携帯することとし、提示を求められた場合は速やかに応じることとする

(禁止事項)

第 15 条 ヘルパーは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 酒気を帯びて業務をしてはならない。また、勤務中飲酒、飲食、喫煙、放歌をしてはならない。
- (2) 本会の指示する研修やケース会議は正当な理由がない限り、欠席してはならない。
- (3) 本会の、器具、備品を大切に扱い、許可なく業務外の目的に使用してはならない。
- (4) 本会の許可を得ずに利用者へのサービス内容を変更するなど、職務上に権限を越えた行為をしてはならない。
- (5) 本会並びに利用者の名誉を害し、本会の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (6) 秘密保持に関する各種マニュアル等を厳守し、利用者の情報又は秘密事項を、自己の担当かどうかにかかわらず、また在職中かどうかを問わず一切外部に漏らしてはならない。
- (7) 業務に関し利用者や本会と取引するものから金銭等の供与を受けたり、要求や仲介をしてはならない。
- (8) 許可なく業務に関係ない印刷物等の配布又は掲示回覧してはならない。
- (9) ヘルパーの立場を利用して、宗教活動や政治活動をしたり、物品を斡旋してはならない。
- (10) ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブックなど）を利用して情報発信を行う際、私的な発信の場合であっても、基本的人権、肖像権、著作権、職務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分に留意すること。また、職員としての自覚と責任をもち、職場内の出来事や利用者（家族を含む）、同僚業者に関することを、誹謗中傷や職場の個人的状況を含む情報、公序良俗に反する一切の情報を発信してはならない。
- (11) その他前各号に準ずる行為をすること。

(ハラスメントの禁止)

第 16 条 ヘルパーは、職場における性的な言動によりヘルパーの意欲を阻害し、職場の秩序を乱す行為（セクシャルハラスメント）をしてはならない。

2 ヘルパーは、職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、人権や尊厳を侵害する行為（パワーハラスメント）をしてはならない。

- 3 ヘルパーはヘルパー及びその配偶者の妊娠・出産・育児・介護に関する制度又は措置利用に関する言動によりヘルパーの就業環境を害する行為（マタニティハラスメント）をしてはならない。

（個人番号の利用目的）

第 17 条 本会は第 6 条第 3 号において取得したヘルパー及びヘルパーの扶養家族の個人番号は、以下の目的で利用する。

- ① 雇用保険届出事務
- ② 健康保険厚生年金労働者届出事務
- ③ 労働者災害保守保険法に基づく請求に関する事務
- ④ 給与・退職所得の源泉徴収作成事務

（損害賠償）

第 18 条 ヘルパーが利用者の情報や秘密を漏らしたことにより本会に損害が及んだとき等を含め、故意又は過失によって本会に損害を与えたときは、ヘルパーはその損害を賠償しなければならない。ただし、過失による場合は、情状によりこれを減免することがある。

第 4 章 勤務時間及び休日

（勤務時間）

第 19 条 ヘルパーの所定勤務時間については、1 日 6 時間以内、1 週間 30 時間以内とし、本人の就業可能時間を考慮し、前月の末日までに各人に通知する月間勤務表により決定する。

- 2 前条の規定にかかわらず、業務の都合その他やむをえない事情により、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

（労働時間の報告）

第 20 条 ヘルパーは、就労日毎に所定の「活動報告書」を記入し、翌週内に活動結果としてまとめて、本会に報告しなければならない。

- 2 利用者ごとサービス毎に「サービス実施記録」を記入し、前項に定める「活動報告書」に添付しなければならない。

（休憩時間）

第 21 条 ヘルパーの休憩時間は、次のとおりとする。

- （1） 1 日の労働時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合は、45 分とする。

(2) 1日の労働時間が6時間以下の場合には与えない。ただし、業務内容などを考慮して与えることがある。

(休日)

第22条 ヘルパーの休日は週1日以上とし、前月の末日までに各人に通知する月間勤務予定表で明示する。

2 前項の休日については、業務の都合により必要やむをえない場合には、あらかじめ他の日を指定して、これと振り替えることがある。

(時間外、休日または深夜の勤務)

第23条 本会は、業務の都合上、やむを得ない場合には、所定労働時間外やまたは休日に勤務を命じることがある。

(年次有給休暇)

第24条 ヘルパーの年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。

2 付与日数は、別表の通りとする。

3 付与された年次有給休暇は、翌年度に繰り越すことができる。

4 ヘルパーが年次有給休暇を請求するときは、事前に期日を指定して申出なければならない。

5 本会は、前項の請求が事業の正常な運営を妨げると認める場合には、これを他の期日に変更することができる。

(法定休暇)

第25条 月間勤務表を定める場合に、ヘルパーが申し出た場合は、次の休暇を与え、その日を勤務日としないこと、又は変更することがある。

① 生理日

② 産前6週間(妊娠多胎にの場合は14週間)及び産後8週間

③ 妊娠中及び出産後1年以内で母子保健のため通院する日

④ 育児休業

⑤ 介護休業

(特別休暇)

第26条 ヘルパーが次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは特別休暇を与えることがある。ただし、会長は必要によりその事実を証明する書類を提出させることができる。

(1) 伝染病予防により交通遮断又は隔離されたとき。

(2) 風水震災火災その他非常災害による交通途絶及び本人の住居の滅失又は焼失したとき。

- (3) その他交通機関の事故等の不可抗力の原因があるとき。
- (4) 証人、鑑定人、参考人等として官公署への出頭したとき。
- (5) 選挙権、その他公民としての権利の行使をしたとき。
- (6) 前各号に定める場合の外、本会が特に認めるとき。

(各種休暇の届出)

第 27 条 この就業規則に規定する各種休暇を受けようとするときは、あらかじめ書面をもって届出るものとする。

第 5 章 賃 金

(賃 金)

第 28 条 ヘルパーの賃金は次のとおりとする。

(1) 基本給

基本給は時間給制とし、額については別表定める。但し、資格、経験等を考慮し「雇入通知書」で明示する。

(2) 通勤手当・交通費

合理的な経路・方法により、別表に定めた額を支給する。

(3) 時間外手当

労働時間が 1 日 8 時間又は 1 週間 40 時間を超える場合、次の方法により計算した割増手当を支給する。

時間給時間単価×1.25×超過勤務時間数

(4) 休日勤務手当

月の休日が 4 日確保されない場合、次の方法により計算した割増手当を支給する。

時間給時間単価×1.35×超過勤務時間数

(5) 休業手当

利用者の都合やその他事業所の責に帰すべき事由により勤務日または勤務時間の変更ができなくなった場合には、その時間数の 60% に応じた基本給を支給する。

(7) 車両手当

ヘルパー所有の車両使用時、別表に定めた額を支給する。

(研修手当)

第 29 条 法人内部の主催による定例会等や研究会や講習会への出席については、業務命令があったものに限り、別表に定めた額を支給する。

(資格手当)

第 30 条 資格手当は、次に掲げるヘルパーに支給する。

(1) 介護福祉士・実務者研修修了者は別表に定めた額を支給する。

(賞 与)

第 31 条 基準期間に在職し、かつ賞与支給日に在職するものに対して、その勤務成績・職務内容、勤務日数等を考慮して賞与を支給する。

2 賞与は、原則として、6月及び12月に支給する。

3 基準期間は6月支給が前年の12月から5月の実績の平均、12月支給は7月から11月の実績の平均とする。

4 支給基準は、椎葉村社会福協議会給与規定第18条3項に準ずる。

(休暇等の賃金)

第 32 条 第 2 2 条の年次有給休暇の場合は通常の場合を支払う。

2 第 2 4 条、第 2 5 条の特別休暇の場合は無給とする。

(処遇改善手当)

第 33 条 介護保険法の介護職員処遇改善加算及び障害者総合支援法の福祉・人材処遇改善加算を原資として、処遇改善手当を支給する。

2 処遇改善手当の額、支給対象者その他必要な事項は介護職員処遇改善加算金の額を勘案し、会長が別に定める。

3、介護報酬の改定があり、介護職員処遇改善加算、福祉・人材処遇改善加算の制度が変更になった場合は金額を改定若しくは廃止する場合がある。

(賃金の支払)

第 34 条 賃金は、前月の1日から末日までの分の全額を原則として通貨で直接10日に支払うこととする。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。

2 本人が希望する場合は、本人名義の預金口座に振り込むことにより支給する。

3 次に掲げるものを賃金から控除する。

(1) 法令に別段の定めのあるもの。

(2) 職員の過半数を代表するものと、書面による協定により控除することとしたもの。

第 6 章 安 全 衛 生

(安全衛生の基本原則)

第 35 条 ヘルパーは就業に当たっては災害の未然防止に留意し安全保持並びに保険

衛生の向上に努めなければならない。

- 2 本会は、ヘルパーの作業環境の改善を図り、安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な処置を講ずる。

(健康診断)

第 36 条 ヘルパーは、年 1 回以上、本会の指定する健康診断を受けなければならない。ただし、ヘルパーが本会の指定する健康診断を希望しないときは、ヘルパーの費用負担により、他の医師から健康診断に相当する診断を受け、その結果を証明する書面を本会に提出することができる。

- 2 前項の診断書の結果によってヘルパーの健康保持、並びに疾病予防のため、就業の停止、治療その他保険衛生上必要な措置をとることができる。

第 7 章 災 害 補 償

(災害補償)

第 37 条 ヘルパーが業務上又は通勤途上の災害により負傷し、疾病にかかり障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法の定める給付を受けるものとする。

第 8 章 教 育 訓 練

(教育訓練)

第 38 条 ヘルパーは必要な知識の習得や技術の向上のため、本会が主催する定例会、研修会に出席しなければならない。

- 2 本会は、本会以外の主催する研修会などに、ヘルパーの参加を指示することがある。

第 9 章 表 彰 及 び 懲 戒

(表 彰)

第 39 条 ヘルパーの表彰については社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会就業規則第 61 条の規定を準用する。

(懲 戒)

第 40 条 ヘルパーが次の各号の一に該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

- (1) 正当な理由がなく、無断欠勤が 2 日以上におよぶとき。

- (2) 正当な理由がなく、しばしば、欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき。
 - (3) 過失により本会に損害を与えたとき。
 - (4) 素行不良で秩序又は風紀を乱したとき。
 - (5) 第8条に違反したとき。
 - (6) その他この規則に違反し、または、前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
 - (7) ヘルパーが次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。
- 2 この場合において行政官庁の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の勤務態度その他の情状によっては、第8条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。
- (1) 正当な理由なく無断欠勤3日以上及び、出勤の督促に応じなかったとき。
 - (2) 正当な理由がなく、しばしば、欠勤、遅刻、早退を繰り返し、2回にわたって注意を受けても改めなかったとき。
 - (3) 重大な過失により本会に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 素行不良で著しく本会の秩序又は風紀を乱したとき。
 - (5) 第8条に著しい違反をしたとき。
 - (6) その他各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき。

(懲戒処分の種類程度)

第41条 前項の懲戒処分は、その程度により次の区分にしたがって行う。

- (1) 戒告 始末書を出させて、将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の2分の1、総額が一賃金支払期間における賃金の10分の1を超えない額の範囲で減給する。
- (3) 懲戒解雇 行政官庁の認定を受けて、予告期間を設けることなく即時に解雇する。

第10章 福利厚生

(労災保険・社会保険)

第42条 本会は、労災保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者の適用を受けるヘルパーについては、必要な手続きをとる。

第11章 雑則

(雑則)

第43条 この規則に規定するもののほか、実施の細部について必要な事項はその都

度定める。

附則（平成16年 3月19日 議案第15号）

この規則は、平成16年4月1日から適用し、平成14年9月20日（議案第11号）制定の非常勤ヘルパーの雇用等に関する就業規則は廃止する。

附則（平成17年 5月30日 議案第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成25年 10月24日 議案第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（令和元年7月22日 議案第2号）

この規則は、令和元年9月1日から施行し、適用する。

附則（令和3年3月15日 議案第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行し、適用する。